

四万十ケーブルテレビ加入契約約款 新旧対照表	
新	旧
<p>四万十ケーブルテレビ加入契約約款</p> <p>(加入金の徴収方法)</p> <p>第10条 第9条に規定する加入金の徴収の方法は、口座振替とします。ただし、甲が口座振替により徴収することが困難であると認める場合は、甲が発行する振込用紙により甲の指定する口座に振り込むか、窓口で徴収するものとします。</p> <p>2～4 略</p>	<p>四万十町ケーブルネットワーク加入契約約款</p> <p>(加入金の徴収方法)</p> <p>第10条 第9条に規定する加入金の徴収の方法は、口座振替とします。ただし、甲が口座振替により徴収することが困難であると認める場合は、甲が発行する納付書により窓口で徴収するものとします。</p> <p>▼納付書を振込用紙にあらため、口座振込ができるようにした。</p>
<p>(加入金等の特例)</p> <p>第11条 第9条の規定にかかわらず、甲は、加入促進キャンペーン等の理由で別に定める期日までに加入申込みした者については、放送通信サービスを2年間受けることを条件に当該加入金及び第17条第1項の引込工事に要する費用を減額することができます。</p> <p>2 加入申込書を提出する段階において地上デジタル放送番組（NHK高知放送局及び高知県を放送対象地域とする民間放送局の放送番組）が受信困難な地域の場合にあっては、別表第1の額から2分の1を控除した額とします。</p> <p>▼消費税関連で別表第1の2分の1とした。</p>	<p>(加入金等の特例)</p> <p>第11条 第9条の規定にかかわらず、甲は、加入促進キャンペーン等の理由で別に定める期日までに加入申込みした者については、放送通信サービスを2年間受けることを条件に当該加入金及び第17条第1項の引込工事に要する費用を減額することができます。</p> <p>2 加入申込書を提出する段階において地上波テレビ放送番組が受信困難な地域の場合にあっては、当該加入金から2万円を控除した額とします。</p>
<p>(引込工事等に要する費用負担)</p> <p>第17条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず乙は、引込工事で敷設するクロージャーからONUまでの光ファイバーケーブル引込線の延長が、100メートルを超えるときは、超える部分に係る費用を引込工事費に合算して負担しなければならない。ただし、甲が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>5 引込工事を施工するにあたりクロージャーの増設（移動も含む。）が必要となる場合には、乙は、クロージャーの増設に要する費用の2分の1を前項に規定する工事費に合算して負担しなければならない。ただし、甲が特別の事由があると認めるときは、こ</p>	<p>(引込工事等に要する費用負担)</p> <p>第17条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>▼引込工事の距離は、通常50mから80mです。100mを超える引込線については、その費用（100mを超える部分の材料費と架線工事費）を乙に求めるもの。</p> <p>▼引込延長距離が長く、通常の引込工事ができないことから「幹線の延長」、「クロージャーの増設・移動」の特別工事が必要となります。この費用の二分の一を個人負担とするもの。</p>

<p>の限りでない。</p>	
<p>(利用が制限される利用者の利用料金) 第 20 条 利用が制限される利用者(居住地若しくは勤務地の事情により放送通信サービスの利用の日数が少ない者をいう。)の放送通信サービスの利用料金は、申請書を甲に提出し、承認を受けた場合、別表第 2 基本コースの額から 2 分の 1 を控除した額とします。</p>	<p>(利用が制限される利用者の利用料金) 第 20 条 利用が制限される利用者(居住地若しくは勤務地の事情により放送通信サービスの利用の日数が少ない者をいう。)の放送通信サービスの利用料金は、申請書を甲に提出し、承認を受けた場合、基本コースの利用料金を月額 5 百円となります。</p>
<p>(加入金、引込工事に要する費用及び利用料金の減額) 第 23 条 甲は、乙(第 6 条第 2 項第 1 号ア及び第 2 号の加入者又は利用者を除く。この条及び第 25 条において同じ。)からの申請に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合に、第 9 条の加入金、第 17 条第 1 項の引込工事に要する費用及び第 19 条第 2 項の利用料金のうち基本コースの利用料金をそれぞれの額から 2 分の 1 を控除した額とします</p>	<p>(加入金、引込工事に要する費用及び利用料金の減額) 第 23 条 甲は、乙(第 6 条第 2 項第 1 号ア及び第 2 号の加入者又は利用者を除く。この条及び第 25 条において同じ。)からの申請に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合に、第 9 条の加入金、第 17 条第 1 項の引込工事に要する費用及び第 19 条第 2 項の利用料金のうち基本コースの利用料金を半額とします。</p>
<p>第 27 条 削除</p> <p>(B-CAS カードの取扱い) 第 28 条 視聴制御用カードである、「B-CAS カード」に関する取扱いについては、別に B-CAS が定める「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款 (最新版)」に定めるところによります。</p>	<p>(B-CAS への登録) 第 27 条 乙が、セットトップボックスを使用してサービスの提供を申し込みする場合、乙の個人情報は甲へのサービスの提供の申し込みと同時に株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ(以下この項及び次条において「B-CAS」という。)へ登録されます。また、個人情報の変更が生じた場合も、甲から B-CAS へ連絡します。ここで登録される個人情報とは、乙の氏名、生年月日、性別、住所及び電話番号を特定する情報をいいます。また、甲は B-CAS との間に秘密保守契約を結び、乙の保護を図ることとします。</p> <p>(B-CAS カードの取扱い) 第 28 条 視聴制御用カードである、「B-CAS カード」に関する取扱いについては、別に B-CAS が定める「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。</p>

<p>2 有料番組を解約する場合には、直ちにB-CASカードを返還するものとします。 (C-CASカードの取扱い) 第29条 略 2～4 略</p> <p>5 C-CASカードは、いかなる方法によっても第三者に使用させることはできません。</p>	<p>▼B-CASカードが購入したSTBにあらかじめ挿入されたものであることから、個人所有物とされている加入者が多い。あえて、周知する意味で追加した。</p> <p>▼C-CASカードの不正使用を防止するための条項を追加した。</p>
<p>(放送番組)</p> <p>第35条 放送番組は、次に掲げるとおりです。</p> <p>(1) コミュニティーチャンネル(11ch：自主放送／文字放送／L字放送／河川監視)</p> <p>(2) 地上デジタル放送番組(NHK総合／NHKEテレ／高知放送／愛媛朝日／テレビ高知／さんさんテレビ。ただし平成27年3月31日までは、これに加えて地上アナログ放送を視聴できるように変換して提供しています。)</p> <p>(3) BS放送番組(NHKBS1／NHKBSプレミアム／BS日テレ／BS朝日／BS-TBS／BSジャパン／BSフジ／BS11／Twe11V／放送大学／D1ife)</p> <p>(4) 有料番組(別表2のとおり)</p> <p>(5) ラジオ放送番組</p> <p>2 略</p>	<p>(放送番組)</p> <p>第35条 放送番組は、次に掲げるとおりです。</p> <p>(1) 四万十町ケーブルネットワークが制作する放送番組</p> <p>(2) 地上波テレビ放送番組</p> <p>▼再放送する番組を列記し、デジアナ変換サービスの終了日を明記した。</p> <p>(3) 放送衛星番組</p> <p>(4) 通信衛星番組</p> <p>(5) ラジオ放送番組</p> <p>2 略</p>
<p>(放送番組の内容及び放送時間)</p> <p>第36条 四万十ケーブルテレビ等が制作する放送番組の内容及び放送時間は、甲が乙に配布する番組表のとおりとします。</p> <p>2 地上波デジタル放送番組、BS放送番組、有料番組等は、当該番組供給者の放送番組の内容及び放送時間により再放送します。</p>	<p>(放送番組の内容及び放送時間)</p> <p>第36条 四万十町ケーブルネットワークが制作する放送番組の内容及び放送時間は、別紙第5のとおりです。</p> <p>2 地上波テレビ放送番組、放送衛星番組、通信衛星番組及びラジオ放送番組は、当該番組供給者の放送番組の内容及び放送時間により再送信します。</p>
<p>(インターネットサービスの提供の中断)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 甲がインターネットサービス利用者に発行したメールアドレスに対し、利用者の承</p>	<p>(インターネットサービスの提供の中断)</p> <p>第47条 略</p>

<p>諾なく一方的に送信される電子メールや一般的に不快感、嫌悪感をいだかせる内容の電子メール（以下「迷惑メール」といいます。）を甲がその時点において妥当だと判断する基準に基づき、迷惑メールと判断した場合、利用者メールボックスへの配送の際にメール障害防止または減少させる目的で自動的に振り分けを行います。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定によりインターネットサービスの提供を中断（第2項の行為を含む。）したときは、第42条第1項の利用料金を減額しないものとします。</p>	<p>▼スパム対応等の迷惑メール対策として、甲の定める基準により障害防止対策（振り分け・一時格納等）をおこなう。</p> <p>▼スパム対応のメールの一時運用中断も利用料金の減額対象としない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定によりインターネットサービスの提供を中断したときは、第42条第1項の利用料金を減額しないものとします。</p>
<p>（負担区分）</p> <p>第50条 乙がインターネットサービスの提供を受けることができず、甲が指定業者を当該インターネット加入者宅へ派遣した場合において、その原因が次の各号のいずれかであるときは、当該派遣に要した費用は、乙が負担するものとします。</p> <p>(1) 加入者宅内配線又は自営端末装置であるとき。</p> <p>(2) 故意又は過失により、ONU及び引込線を滅失し、又は損傷したとき。</p>	<p>（負担区分）</p> <p>第50条 乙がインターネットサービスの提供を受けることができず、甲が指定業者を当該インターネット加入者宅へ派遣した場合において、その原因が次の各号のいずれかであるときは、当該派遣に要した費用は、乙が負担するものとします。</p> <p>(1) 加入者回線又は自営端末装置であるとき。</p> <p>(2) 故意又は過失により、ONU及び引込線を滅失し、又は損傷したとき。</p>
<p>附 則 この契約約款は、平成20年8月28日から適用します。</p> <p>附 則 この契約約款は、平成24年4月1日に施行し、平成24年10月1日から適用します。</p> <p>附 則 この契約約款は、平成26年4月1日から適用します。</p>	<p>附 則 この契約約款は、平成20年8月28日から適用します。</p> <p>附 則 この契約約款は、平成24年4月1日に施行し、平成24年10月1日から適用します。</p>

別表第1(第9条関係) **H26.4.1より(消費税込)**

区分	加入金	備考
ケーブルテレビ加入金	41,140円	

別表第1(第9条関係)

区分	加入金	備考
ケーブルテレビ加入金	40,000円	

別表第2(第19条関係)
四万十ケーブルテレビの利用料金(消費税込)

サービスの種別	月額利用料金	
基本コース	1,030円	
有料番組コース	ファミリーチャンネル	1,030円
	衛星劇場	1,944円
	東映チャンネル	1,620円
	V☆パラダイス	756円
	Jsports Plus	1,404円
	グリーンチャンネル	1,296円
	SPEEDチャンネル	972円

別表第2(第19条関係)
四万十町ケーブルネットワークの利用料金

サービスの種別	月額利用料金	
基本コース	1,000円	
有料番組コース	ファミリーチャンネル	1,000円
	衛星劇場	1,890円
	東映チャンネル	1,575円
	V☆パラダイス	735円
	Jsports Plus	1,365円
	グリーンチャンネル	1,260円
	SPEEDチャンネル	972円

別表第3(第26条関係) **(消費税込)**

区分	月額利用料金	備考
セットトップボックス	510円 (1台につき)	当該機器の使用期間が5年経過する月の翌月からは、利用者に所有権移転するものとします。

別表第3(第26条関係)

区分	月額利用料金	備考
セットトップボックス	500円 (1台につき)	当該機器の使用期間が5年経過する月の翌月からは、利用者に所有権移転するものとします。

別表第4(第33条、第41条関係) **(消費税込)**

区分	手数料
休止、再開又は種類変更手数料	100円/1回につき

別表第4(第33条、第41条関係)

区分	手数料
休止、再開又は種類変更手数料	100円/1回につき

別表第5(第42条関係) (消費税込)				別表第5(第42条関係)			
(1) インターネットサービスの利用料金				(1) インターネットサービスの利用料金			
コース名	最大受信速度	最大送信速度	月額利用料金	コース名	最大受信速度	最大送信速度	月額利用料金
低速インターネット	128Kbps	128Kbps	基本コースに含まれる	低速インターネット	128Kbps	128Kbps	基本コースに含まれる
高速インターネット	30Mbps	30Mbps	2,570円	高速インターネット	30Mbps	30Mbps	2,500円
(ベストエフォート)	100Mbps	100Mbps	5,040円	(ベストエフォート)	100Mbps	100Mbps	4,900円
(2) インターネットサービス付加機能の利用料金				(2) インターネットサービス付加機能の利用料金			
付加機能	初期費用	月額利用料金	備考	付加機能	初期費用	月額利用料金	備考
メール追加利用料金	—	432円	1アドレスにつき	メール追加利用料金	—	400円	1アドレスにつき
メール転送サービス	3,024円	—	初期費用のみ	メール転送サービス	2,940円	—	初期費用のみ
ホームページ掲載料	—	540円	容量10Mbごと	ホームページ掲載料	—	525円	容量10Mbごと
固定IPサービス	3,240円	2,700円	一の加入者につき	固定IPサービス	3,150円	2,625円	一の加入者につき
IP電話利用料金	IP電話サービス提供会社の定めた料金による		一の契約につき	IP電話利用料金	IP電話サービス提供会社の定めた料金による		一の契約につき
メールアドレス変更手数料	1,080円	—	1アドレスにつき	メールアドレス変更手数料	1,050円	—	1アドレスにつき